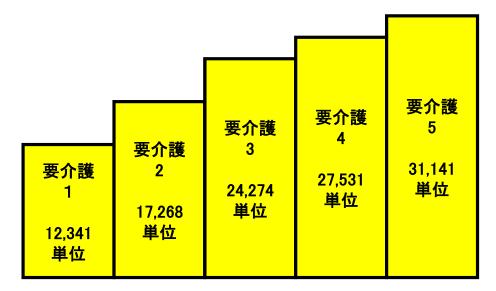
看護小規模多機能型居宅介護の報酬イメージ(1月あたり)

利用者の要介護度に応じた基本サービス費

利用者の状態に応じたサービス提供や 事業所の体制に対する加算・減算

(1)同一建物居住者以外の登録者に対して行う場合



登録日から30日以内のサービス 提供【初期加算】(30単位/日)

24時間の訪問看護対応体制を 評価【緊急時訪問看護加算】(540 単位/月)

特別な管理の評価【特別管理加 算】(250単位、500単位/月)

認知症の者に対するサービス提 供【認知症加算】(800単位、500単 位/月)

医療ニーズに重点的に対応す る体制を評価【訪問看護体制強 化加算1(2.500単位/月)

総合マネジメント体制強化加算 (1.000単位/月)

介護福祉士や常勤職員等を一定

:350単位

割合以上配置(サービス提供体制 強化加算)

・介護福祉士5割以上:640単位 •介護福祉士4割以上:500単位

事業開始後の経営安定化の支 援【事業開始時支援加算】(500単 位/月)

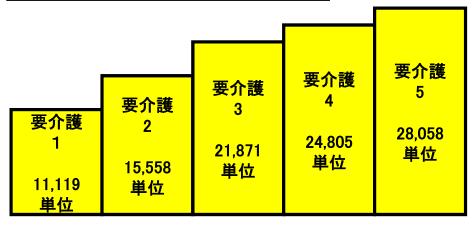
介護職員処遇改善加算

「•加算Ⅰ:7.6% •加算Ⅱ:4.2%

•加算Ⅲ:加算Ⅱ×0.9

·加算IV:加算II × 0.8

(2)同一建物居住者に対して行う場合



訪問看護体制減算

· 常勤職員等

(-925単位/月~ -2.914単位/月)

末期の悪性腫瘍等で医療保険 の訪問看護の実施

(-925単位/月~ -2.914単位/月)

サービスの提供が過少である事 業所(-30%)

定員を超えた利用や人員配置基 準に違反(-30%)

特別指示による医療保険の訪問 看護の実施

(-30単位~-95単位/日を指 示日数に乗じる)

は平成27年4月の報酬改定で見直しのある項目

※加算・減算は主なものを記載

※点線枠の加算は区分支給限度基準額の枠外